

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

2013年（平成25年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）の
一部を次のように改正する。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、オンブズマンの報酬の見直しを図るため、所要の改正
をする必要による。